

定款等の変更について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い定款及び規則を変更する。

◆定款の変更

1. 第5章、第21条の理事の定数を『15名以上25名以内』を『15名以上26名以内』に変更する。
2. 第5章、第27条の役員の報酬等の条文の『主として会計を監査する監事』を『法人外部から選任された理事・監事』に変更する。

◆役員選任規則別表の変更

1. 会長が指名する理事1名を2名に変更する。
2. 合計25名を26名に変更する。

◆役員の報酬等及び費用に関する規則の変更

1. 第3条2の条文の『主として会計を監査する監事』を『法人外部から選任された理事・監事』に変更する。

◆定款等の変更に係る新旧対照表

①定款の変更について

新	旧	摘要
第5章 役員 (役員の種別及び定数) 第21条(1) 理事 15名以上 <u>26</u> 名以内	第5章 役員 (役員の種別及び定数) 第21条(1) 理事 15名以上 <u>25</u> 名以内	法人運営が内輪の者だけで行われることによる私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事に法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となったため理事の定数を変更する。
(役員の報酬等) 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び <u>法人外部から選任された理事・監事</u> に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び <u>主として会計を監査する監事</u> に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	外部理事・監事に対する役員報酬等を規定する。

②役員選任規則の変更について

新	旧	適用
別表(第4条第1項) 役員選出基準1 理事 会長が指名する理事 <u>2</u> 合計 <u>26</u>	別表(第4条第1項) 役員選出基準1 理事 会長が指名する理事 <u>1</u> 合計 <u>25</u>	定款の定数変更による変更

③役員の報酬等及び費用に関する規則の変更について

新	旧	適用
第3条 2 <u>法人外部から選任された理事・監事</u> に対しては、その職務執行の対価として出席謝金(1回 3万円以下を支払うことができる。	第3条 2 <u>主として会計を監査する監事</u> に対しては、その職務執行の対価として出席謝金(1回 3万円以下を支払うことができる。	外部理事及び監事に対する報酬の規定